

子ども政策課

## 議案第12号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）の一部改正を踏まえ、港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年港区条例第28号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

### 1 改正理由

施設の見やすい場所への重要事項<sup>※</sup>の書面掲示の義務付けについて、利用者等の利便性向上を図る観点から、インターネットによる情報の提供を追加で義務付けるなどの改正が行われたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

※重要事項とは、職員の勤務体制や利用者負担額など利用申込者の特定教育・保育施設の利用に役立つものをいいます。

### 2 改正内容

- (1) 重要事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けます。
- (2) 書面の交付又は提出に代わって電磁的方法により提供する場合の記録媒体の種類を指定しないこととします。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(重要事項の揭示等)</p> <p>第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第二十条の規定により定めた規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことを行い、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第五十三条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面の交付又は提出については、当該書面が電磁的記録により作成されている場合</p>	<p>(前略)</p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第二十条の規定により定めた規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第五十三条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面の交付又は提出については、当該書面が電磁的記録により作成されている場合</p>

には、当該書面の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面を交付し、又は提出したものとみなす。

一 (略)

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

には、当該書面の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面を交付し、又は提出したものとみなす。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(後略)